

「学校安心ルール」

令和7年度 三軒家西小学校

○学校安心ルールは、みんなが安心して学校生活を送ることができるよう、「みんなが守ること」と「してはいけないこと」を示しています。

○ひとりひとりが約束を守り、自分もまわりも大切にしながら、みんなで安心して学校生活を送ることができるようにしましょう。

みんなが まも 守ること	じぶん たいせつ ・自分を大切にする・まわりの人を大切にする・嘘をつかない・学校のきまりを守る・学習する
--------------------	---

してはいけ ないこと	学習の時	他の子に対して	まわりの大人に対して	いろいろな場面で	学校等が行うことができる指導
1	じゅぎょうじかん ・授業時間におくれる。	・からかう、ひやかす。 ・無視する。 ・物をかってに使う。	・指導を素直に聞かない。 ・指導を無視する。 ・からかう、ひやかす。	・物を大切にしない。 ・自分の机等に落書きする。 ・学校の物をかってに使う。	ひとりひとりの状況を十分に考えて、下記のような指導を行います。 ----- ・その場で注意 ・自己を振り返る活動 ・家庭への連絡 ・複数の教職員による別室における個別指導
2	じゅぎょう ・授業のじやまをする。 じゅぎょう かんけい ・授業に関係のない話をす る。 じゅぎょう こうない ・授業をさぼり校内でたむろする。	なかま ・仲間はずれにする。 わるくち ・悪口、かげ口を言う。 ・こわがるようなことをしたり言ったりする。	・指導に対して反抗する。 ・挑発的な態度をとる。 ・バカにしたようなことを言う。	・学校の物をこわす。 ・夜中に出歩き、徘徊する。 ・カードやゲーム等で賭けごとをする。	かんけいしょきかん けいさつ そうだん ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携した、学校内での指導。 じょうきょう こべつしどう しきょうしきょうしつ ・状況によって個別指導教室をかつよう しどう 活用した指導
3	じゅぎょうちゅう こい ぼうがい ・授業中、故意に妨害をする。 ・テストのじやまやカンニングを繰り返す。 がっこう こうがい ・学校をさぼり校外にたむろする。	むり ・いやがることを無理やりさせる。 わざ ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども)。 もの こい ・物を故意にこわしたり、すてたりする。	はげ ・指導に対して激しく反抗する。 ・こわがるようなことをしたり言ったりする。 お つと ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう。	はんこう ・万引きやバイクの無免許 うんてん いんしゅ きつえん ほりつ 運転・飲酒・喫煙など法律 いはん に違反するようなことをする。	まんび むめんきょ ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携した、学校内での指導。 じょうきょう こべつしどう しきょうしきょうしつ ・状況によって個別指導教室をかつよう しどう 活用した指導

学校生活以外の事案に関しては、上記1・2・3にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)

この「学校安心ルール」は、教育振興基本計画に示されている学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとに作成しています。

※「3」よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議します。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な指導員の先生がいっそ丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※安心ルールの内容や表記については、必要に応じて見直しを行い、変更する場合にはその都度お知らせします。